

意見提出者	個人
-------	----

1. 項目	児童ポルノ規制に関する単純所持及び取得罪、サイトブロッキングに対する問題点
2. 既存の制度・規制等によってICT利活用が阻害されている事例・状況	<p>・単純所持規制に対しての問題点</p> <p>現行法では「衣服の全部又は一部を着けない児童の姿態であって性欲を興奮させ又は刺激するもの」と非常に曖昧な定義が3号規定により定められているが、提供により逮捕等もされうるが、現状においてはURLを貼るだけでも逮捕されたり、写真集を出した会社等の人物が逮捕されており、警察のさじ加減ひとつで恣意的運用ができる現状となっている。また自民・公明両党が呈出している改正案については新たに単純所持規制を盛り込もうとしているが、これについては警察の恣意的運用や冤罪等様々な問題点が一般人やインターネット、及び数々の議員に指摘されており、現に海外の事例としてイギリスにおいては児童ポルノ及びその規制を悪用し上司を陥れようとした事例が現実起こす等様々な弊害をも引き起こしている。</p> <p>参考：武器としての児童ポルノ http://slashdot.jp/security/article.pl?sid=10/08/10/0825244</p> <p>更に言えばFBI等はおとり捜査の一環として児童ポルノのURLに誘導し、それにアクセスしたら逮捕すると言う行為を行っている点も見逃せない。これについては悪用しようと思えば、児童ポルノとは関係ない書き込みを行い、その上でURLに誘導すると言う一種の地雷として機能する恐れがある。更に言えばコレ自体警察の点数稼ぎとして使われる可能性もある。</p> <p>参考：児童ポルノ画像がダウンロードできない偽リンクをクリックしただけで逮捕、有罪に http://gigazine.net/index.php?/news/comments/20080323_fbi_fake_hyperlink/</p> <p>少なくともこれ等の弊害が海外で現実起こっている以上、日本においてこれ等の改正をする事には反対であり、不必要に規制や罰則を設ける事は一般人が不当に逮捕されてしまうリスクを上昇させる事にもなりかねない。</p> <p>・サイトブロッキングに対する問題点</p> <p>次にサイトブロッキングに関してだが、DNSポイズニング形式においてもハイブリット形式においてもオーバーストッキングの問題は現実として技術的に確実に起こってしまう。</p>

	<p>更に言えば憲法上においても通信の秘密や知る権利や表現や言論の自由を阻害する事になってしまう事にもなる。</p> <p>現に海外においてフィンランド等の諸外国ではオーバブロックが現実に起こってしまっているし、ドイツでもオーバブロックの問題点が指摘され、事実それによりオーバブロックに関しては廃止されている。</p> <p>参考：児童ポルノのブロックに関する法律問題 http://www.nic.ad.jp/ja/materials/iw/2009/proceedings/f1/iw2009-f1-05.pdf ドイツでの「児童ポルノブロック」の話 http://otakurevolution.blog17.fc2.com/blog-entry-782.html ネット検閲が日本にも導入されるおそれ http://2xxx.jugem.jp/?eid=51</p> <p>更に言えば児童ポルノ排除総合対策案において募集されたパブリックコメントにおいてはコメント総数 1316 件のうち、ブロックにはオーバブロックの問題ありと答えた数は約 140 件、ブロックは国家による検閲と同じと答えた数は 110 件、創作物規制には反対と答えた数は約 730 件、単純所持禁止には反対は約 430 件、フィルタリングの導入は任意とすべきは約 210 件、東京都青少年健全育成条例改正には反対は約 50 件と大半が反対意見で締められており、フィルタリングに賛成したコメントはわずか 20 件しかなかったにも関わらず、今回強制して行おうとしている事自体以下に政府や官庁が民主主義を蔑ろにし、それに反する行為を行おうとしているか如実に表しているものとみて良い。</p> <p>更に言えば、このパブリックコメントの概要が公開された際には内閣府はパブリックコメントとは関係ない、規制を推進するのに賛成する新聞記事の切り抜きを貼り付けると言うパブリックコメントの公開としては前代未聞の悪質な印象操作を行っている点も非常に問題であろう。</p> <p>また政府は内容が深く決まっていないう上に問題点が山積しており、尚且つ多数の反対意見があったにも関わらず、10月から試験運用を開始すると言う暴挙に出ている点については明らかに民主主義に反する行為である。</p> <p>更に言えば国がこのような行為を行う事は検閲の禁止にかかるからか本来ならばそれこそ自主規制なので、企業の独自判断で決めるべき事項であるにも関わらず、大臣会議と言う形で何故か決め、更に民間企業にブロックを自主規制として強制させる事は明らかに憲法で定められている検閲の禁止から逃れる為の脱法行為としか言えない行動そのものであり、非常に悪質としか言いようがない。</p>
3. ICT利	児童ポルノ規制法（正式名称は「児童買春、児童ポルノに係る行為等の処

<p>活用を阻害する制度・規制等の根拠</p>	<p>罰及び児童の保護等に関する法律」</p>
<p>4. ICT利活用を阻害する制度・規制等の見直しの方向性についての提案</p>	<p>以下についての見直しを求める。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一つ目として情報の単純所持規制、取得規制及びブロッキングに関しては警察の恣意的運用や冤罪の危険性、国民が不当逮捕に巻き込まれるリスクやまた知る権利や通信の秘密、表現や言論の自由等様々な憲法違反にも該当し、余りにも一般国民に対しデメリットが大きく、これ等の規制は危険性が余りにも高すぎる為、これ等の規制に関しては絶対盛り込まないと言う事を早期に閣議決定をする。 ・二つ目として、現在の児童ポルノ法改正においては、規制方面ばかり目が向けられ、実在児童の保護に関しては蔑ろにされほぼ手つかずの状態であると言っても差支えはない。 事実、児童保護施設の現状は酷い体裁であると聞く。 この為改正案に関しては所轄官庁を厚生労働省と決め、ケアセンター等の予算を割り当てる等、真の意味で個人法益を守る為の法律として改正すべきである。 少なくとも法益が異なる単純所持規制や漫画等の創作物を規制する為の社会法益を守らせる法律ではないと言う事を各省庁の役人や国会議員はきちんと認識すべきである。 <p>最後に児童ポルノワーキングチーム等を早期に解散させ、ブロッキングの導入を廃止すべきである。</p>